

■ 特別用途地区内における建築物の制限

建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、「いわき市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

1 立地規制の対象となる区域

いわき市内のすべての準工業地域

2 立地規制の対象となる建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ若しくは建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 に規定する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場若しくは同令第 130 条の 8 の 2 第 2 項に規定する用途に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの